

令和 8 年度
公共事業労務費調査業務

閱 覧 図 書

閲覧図書内訳

1. 入札者注意書
2. 契約書（案）
3. 数量内訳明細書
4. 仕様書

近畿中国森林管理局

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - （1）入札公告等にした競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - （2）指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - （3）入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - （4）入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - （5）委任状を持参しない代理人のした入札書
 - （6）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - （7）入札金額の記載を訂正した入札書
 - （8）入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあつては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会つて行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適當であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者（総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあつては、総合評価点が最高であつた者）が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の 100 分の 110 に相当する金額）の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （５） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （１） 暴力的な要求行為を行う者
- （２） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （３） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （４） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入 札 書

物件の名称

入 札 金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

入札金額の数字の頭に¥を冠すること。

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 ○ ○ ○ ○ 殿

入 札 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 ○ ○ ○ ○ 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により 貴社を代理人と定め、
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 物件の名称 ○○○○○○

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

近畿中国森林管理局長 ○ ○ ○ ○ 殿

(委任者) 所在地(住所)

商号又は名称

代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、近畿中国森林管理局における契約について、下記の一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地(住所)

商号又は名称

代表者役職氏名

(委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

(委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注) これは参考例(様式及び記載内容)であり、必要に応じ適宜追加・修正等(委任者が任意の様式で作成するものを含む)があっても差し支えない。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 ○ ○ ○ ○ 殿

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○ ○○ ○○

下記の業務に係る一般競争入札に参加したいので、入札参加資格を証明する資料を添えて提出します。

記

- 1 参加を希望する業務名称
 令和8年度公共事業労務費調査業務

- 2 入札参加申請資料
 (1) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格結果通知書(全省庁統一資格)の写し
 ※入札公告 2 (2) のとおり、必要な資格審査結果通知書を添付すること。

(2) 業務実績

業務名称	発注機関	契約期間	業務概要
令和○○年度 公共事業労務 費調査業務	○○○○	自令和○○年○月○日 至令和○○年○月○日	別添契約書のとおり

業務請負契約書(案)

収 入
印 紙

1. 業 務 名 令和 8 年度公共事業労務費調査業務
2. 仕 様 ・ 規 格 仕様書に示すとおり
3. 数 量 別紙数量内訳明細書に示すとおり
4. 請 負 代 金 額 ￥ , . -
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥ , . -)
5. 納 付 場 所 近畿中国森林管理局
6. 納 付 期 限 令和 9 年 3 月 5 日
7. 契 約 保 証 金 免 除
8. 特 約 事 項 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり

上記のとおり契約することについて、発注者を甲とし、受注者を乙として、下記条項によって業務請負契約を締結することとしたので、その成立を証するため本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者(甲) 住所 大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 7 5 号
支出負担行為担当官
氏名 近畿中国森林管理局長 上口 直紀

受注者(乙) 住所
氏名

条 項

(成果品の納付)

第1条 乙は、頭書の成果品（以下「成果品」という。）を納付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(成果品の検査)

第2条 甲は、前条の通知を受けたときは、その日から10日以内に乙の立会のうえ、規格、数量等について検査を行うものとする。ただし、乙が立会しないときは、甲は乙の不在のまま検査を行うことができる。この場合、乙は検査の結果について異議を申し立てることができない。

(検査不合格の場合の措置)

第3条 乙は、前条の検査の結果不合格のものがあつたときは、納付期限内または甲が別に指定する期限内に再度成果品を作成納付して検査を受けるものとする。

2 前項の場合における納品の通知および検査については、前条の規定を準用する。

3 第1項の場合における納品が当初の納付期限をこえてなされたときは、甲は、第11条に規定する違約金を徴収する。ただし、甲が前条の検査を終了した日が同条に規定する検査期限をこえているときは、そのこえた日数は、違約金算定の日数に算入しない。

(契約内容の変更)

第4条 契約の業務内容を変更する必要がある場合は、甲と乙とが協議して書面により変更するものとする。

(請負代金等の変更)

第5条 前条の規定により請負代金を変更する場合、又は、契約期間内に賃金若しくは物価及び休日等の著しい変動により、請負代金が著しく不適當となった場合は、甲と乙とが協議して書面により請負金額を変更することができる。

(納付期限の延長)

第6条 甲は、自己の責に帰する事由により頭書の納付期限内に納品を完了しないときは、その期間満了の日の翌日から校正を完了した日までの日数について納付期限を延長するものとする。

(保管の責任)

第7条 乙は、甲から交付を受けた貸与品を汚損、き損または亡失しないよう十分な管理をしなければならない。

2 乙は、自己の責に帰する事由により前項の損害を生じたときは、自己の負担において修復もしくは複製をなし、または弁償金として甲の認定する金額を甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

(所有権の移転)

第8条 成果品の所有権は、甲が検査の結果合格と認めたときに乙から甲に移転するものとする。

(危険負担)

第9条 前条の規定による所有権移転前に生じた成果品の亡失またはき損等による損害は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の責に帰する事由により生じた場合はこの限りでない。

(代金の支払)

第10条 乙は、成果品が検査に合格したときは、所定の手続にしたがって請負代金（以下「代金」という。）の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受領したときは、その日から30日（以下「約定期間」という。）以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 前項の規定による代金は、近畿中国森林管理局で支払うものとする。

4 甲は、約定期間内に代金を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払いを要しないものとする。

(履行遅滞における違約金)

第11条 乙は、自己の責に帰する事由により納付期限内に成果品を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、1日につき代金に対して年利3%の割合で計算した金額を違約金として甲の指定する期限内に甲に納付しなければならない。

(検査の遅延)

第12条 甲は、自己の責に帰する事由により第2条（第3条第2項において準用する場合を含む。）に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの日数（次項において「検査遅延日数」という。）を約定期間の日数から差し引くものとする。

2 検査遅延日数が約定期間の日数をこえるときは、約定期間は満了したものと見なし、甲はそのこえる日数に応じ、第10条第4項に規定する遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第13条 契約の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）がある場合は、甲は自らの選択により、乙に対しその修補、代替品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものではないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完

の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 3 甲は第1項に規定する契約不適合により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。
- 4 甲は、契約不適合が発見された場合は、発見後1年以内に乙に対して通知するものとする。
- 5 履行の追完に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(発注者の催告による解除権)

第14条 甲は下記各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行しないとき、又は乙が契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) 第2条による検査に合格しなかったとき。
- (3) 第13条第1項で規定する契約不適合が重大と認める場合又は乙が同項に規定する甲の請求に応じないとき。
- (4) 前三号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。
- (5) この契約の履行に関し、乙に不正又は不誠実な行為があったと甲が認めたとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 乙に破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあるな

ど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

(6) 乙が、制限行為能力者となり又は居所不明になったとき。

(7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、甲は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

(1) 債務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 16 条 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第 17 条 甲は、第 14 条又は第 15 条に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は前項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第 18 条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 19 条 第 18 条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 20 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の損害賠償に代えて、甲は乙に対し、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する額を請求することができる。

(1) 第 14 条又は第 15 条の規定によりこの契約が解除された場合。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16

年法律第 75 号) の規定により選任された破産管財人。

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人。

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等。

(延滞金)

第 21 条 乙は、この契約により甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に甲に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して年利 3 % の割合で計算した金額を延滞金として併せて甲に納付しなければならない。ただし、延滞金の額が 1 0 0 円未満であるときはこの限りでない。

(債権債務の相殺)

第 22 条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、代金と相殺することができる。

(権利義務の譲渡等)

第 23 条 乙はこの契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 24 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 25 条 乙は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第

8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（2）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

（2）前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

（3）乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（受注者の損害賠償請求等）

第26条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

（契約外の事項）

第27条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

（紛争の解決）

第28条 この契約について紛争を生じたときは、甲と乙とが協議して定める第三者の仲裁によって解決するものとする。

以 上

別紙

暴力団排除に関する特約条項

（属性要件に基づく契約解除）

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（行為要件に基づく契約解除）

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- （5）その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

（損害賠償）

第4条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

数量内訳明細書

令和8年度 公共事業労務費調査業務			
種 別	数 量	単 位	備 考
計画準備	59.00	件	石川県、福井県、三重県、滋賀県、 京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県、 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
一次審査(書面審査)	4.00	件	石川県、奈良県、岡山県、広島県
一次審査(オンライン審査)	55.00	件	石川県、福井県、三重県、滋賀県、 京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県、 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
打合せ等	59.00	件	石川県、福井県、三重県、滋賀県、 京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県、 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
小 計			
旅費・交通費	1.00	式	石川県、福井県、三重県、滋賀県、 京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県、 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
報告書作成費	1.00	式	石川県、福井県、三重県、滋賀県、 京都府、奈良県、和歌山県、兵庫県、 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
小 計			
直接調査費計			
間接原価	1.00	式	
小 計			
一般管理費等	1.00	式	
小 計			
合 計			
消費税相当額	10.00	%	
総 計			

令和 8 年度公共事業労務費調査標準仕様書

第 1 章 総則

第 1 条 適用範囲

本仕様書は、「令和 8 年度公共事業労務費調査業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第 2 条 通則

本業務の遂行に当たっては、別途交付する「公共事業労務費調査の手引き」によるほか、本仕様書によるものとする。

第 3 条 業務上の疑義

受注者は、本業務の実施にあたり業務内容に疑義を生じた場合には、速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

第 4 条 守秘義務

受注者は、本業務の遂行上知り得た事項を発注者の許可なく、公表又は他に引用してはならない。

第 5 条 調査員

1. 受注者は、本業務の遂行に当たる調査員を定め、発注者に提出するものとする。

また、受注者は調査員の中から本業務の遂行上の管理を行う主任調査員を定め、発注者に通知しなければならない。

2. 発注者が調査員を不適当と認めた場合は、受注者に対して、その変更を求めることができる。

第 2 章 業務内容等

第 1 条 業務の目的

本業務は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を、都道府県別かつ職種別に把握することを目的とする。

第 2 条 業務の内容

1. 調査対象工事

調査対象工事件数は、数量内訳書によるものとする。

発注者が指示した工事の内、調査票等の提出がなかった工事を除き、受注者が行う一次審査及び二次審査により当該工事に係る全調査票が無効となった工事を含むものとする。

2. 調査日程表の提出

受注者は、発注者が指示した調査対象工事について、審査の日程表を作成し、事前に発注者に報告するものとし、受注者が調査日程を変更する場合は、速やかに発注者に連絡し、その承諾を得るものとする。また、受注者は調査対象業者に対し、調査方法や日程及び、調査に係わる資料の配布を行うものとする。

3. 一次審査

（1）書面審査

受注者は、調査対象工事の受注業者（元請業者及び下請業者）が書面で提出する賃金台帳等資料、「賃金調査票」「各種手当内訳票」「年計票（労働日数・臨時の給与）」及び「補足調査票」（以下「各調査票」という。）を「公共事業労務費調査の手引き」等に基づき個々に審査する。

（２）オンライン調査

受注者は、調査対象工事の受注業者（元請業者及び下請業者）が「公共事業労務費調査オンラインシステム」（以下「オンラインシステム」という。）により提出する各調査票を「公共事業労務費調査の手引き」等に基づき個々に審査する。

（３）補充調査

受注者は、必要が生じた場合、調査票等の記載内容について、受注業者から電話による聞き取り等による補充調査を行う。

４．審査結果の整理・分析

（１）無効調査票の整理・分析

受注者は、審査過程において無効となった調査票について、無効となった原因別に審査票を整理し、その分析を行う。

（２）調査票等の記入ミスの整理・分析等

受注者は、調査票、各種手当内訳票及び臨時の給与年計票の記入ミスの内容を記入項目毎に整理し、記入ミスの原因及び防止対策について、整理・分析等を行う。

５．二次審査への立会い

受注者は、二次審査に立会い、必要に応じ調査を行う。

第３条 打合せ・協議

本業務を遂行するにあたり、受注者は発注者と適宜打ち合わせ・協議を行うものとする。

第３章 成果品

第１条 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ① 賃金調査票、各種手当内訳票、臨時の給与年計票及び補足調査票・・・１式
調査対象工事毎に整理し提出する。
- ② 調査報告書・・・１部（「第２章 業務内容等」に記載の業務内容を適切に履行したことが確認できる内容・構成とする。）

第２条 成果品の提出

受注者は、成果品を別途通知する期日までに発注者に提出する。

成果品の提出先は、林野庁近畿中国森林管理局とする。

ただし、発注者が別途指示する場合は、その指示により提出するものとする。

第４章 変更契約

第１条 変更契約

発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

調査対象工事件数に変更が生じた場合。